

# 津市スポーツ振興基金活用事業補助金交付要綱

令和4年3月31日訓第43号

(趣旨)

第1条 この要綱は、三重とこわか国体及び三重とこわか大会の開催に向けた競技スポーツ及びパラスポーツの盛り上がりを引継ぎ、スポーツ競技に係る団体等が行う競技人口の拡大及び競技力の向上を図るための活動を継続して支援することにより、本市におけるスポーツ振興を図るため、津市補助金等交付規則（平成18年津市規則第44号。以下「規則」という。）の規定に基づき、補助金を交付することに関し必要な事項を定めるものとする。

(補助金の名称等)

第2条 補助金の名称、交付の対象となる事業（以下「補助事業」という。）、交付の対象となる経費（以下「交付対象経費」という。）、交付限度額及び交付の対象となる者（以下「交付対象者」という。）は、別表のとおりとし、予算で定める範囲内において、これを交付するものとする。

2 前項の規定により算出された補助金の額に1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(交付申請の期限等)

第3条 規則第3条第1項の別に定める期日及び同項第4号の市長が必要と認める書類については、別に定める。

(実績報告)

第4条 規則第12条の規定による実績報告書（規則第6号様式）の提出は、補助事業が完了した日から起算して30日を経過した日又は補助金の交付の決定に係る会計年度が終了する日のいずれか早い日までに、別に定める書類を添えてこれを行わなければならない。

(委任)

第5条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

- 1 この訓は、令和4年4月1日から施行する。
- 2 この訓は、令和9年3月31日限り、その効力を失う。

別表（第2条関係）

補助金の名称	補助事業	交付対象経費	交付限度額	交付対象者
競技スポーツ 振興事業補助 金	次に掲げる事業（別に定める事業を除く。） (1) ジュニアアスリート等の育成のための教室、体験会等を実施する事業 (2) 指導者講習会の開催、公益財団法人日本スポーツ協会等が主催する資格講習会の受講等指導者等を育成する事業 (3) 大会等の開催及び大会等への参加に係る事業 (4) その他市長が特に必要と認める事業	補助事業に要する経費（別に定める経費に限る。）	交付対象経費に相当する額（当該額が100万円を超えるときは、100万円）	特定非営利活動法人津市スポーツ協会に加盟している団体その他市長が特に適当と認める団体
パラスポーツ 振興事業補助 金	次に掲げる事業（別に定める事業を除く。） (1) 本市の区域内においてパラスポーツの大会等を実施する事業 (2) その他市長が特に必要	補助事業に要する経費（別に定める経費に限る。）	交付対象経費に相当する額（当該額が50万円を超えるときは、50万円）	三重県障がい者スポーツ協会（以下「協会」という。）に加盟し、本市の区域内において活動している団体（協会の正会

	と認める事業		員のうち、障がい者 競技団体に限る。)
--	--------	--	------------------------